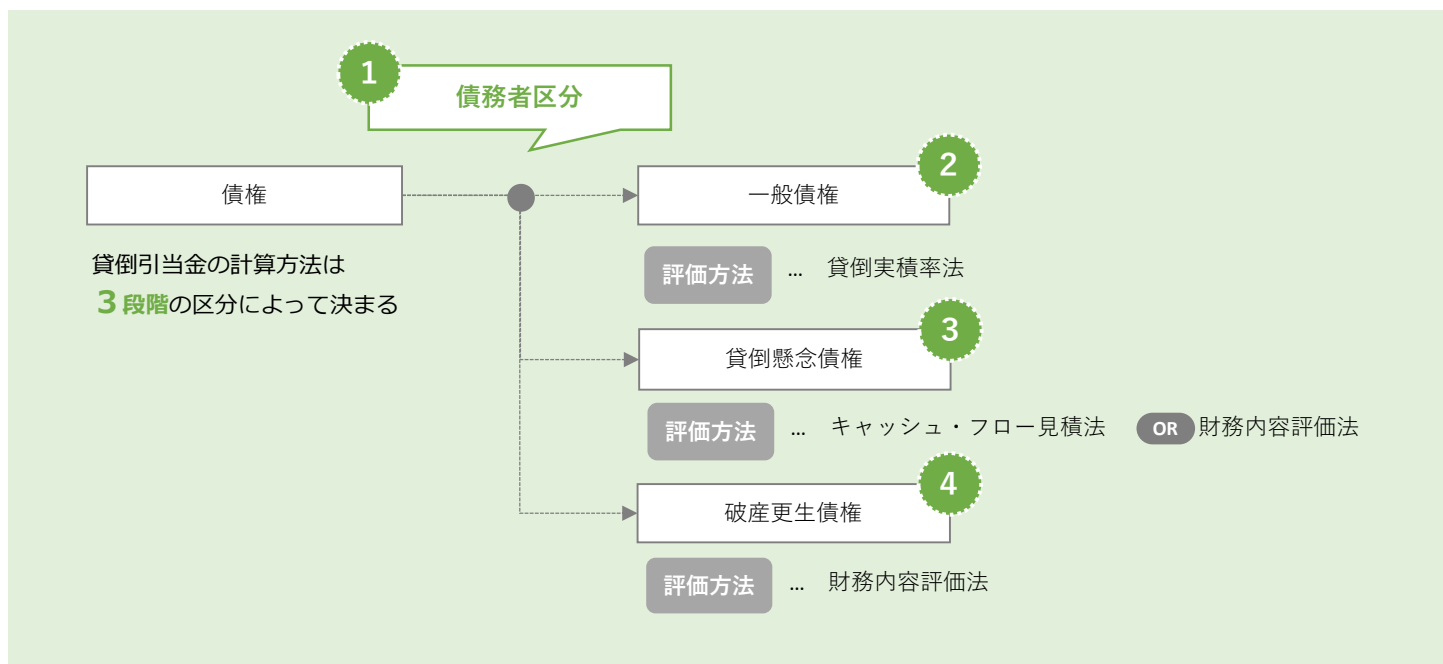
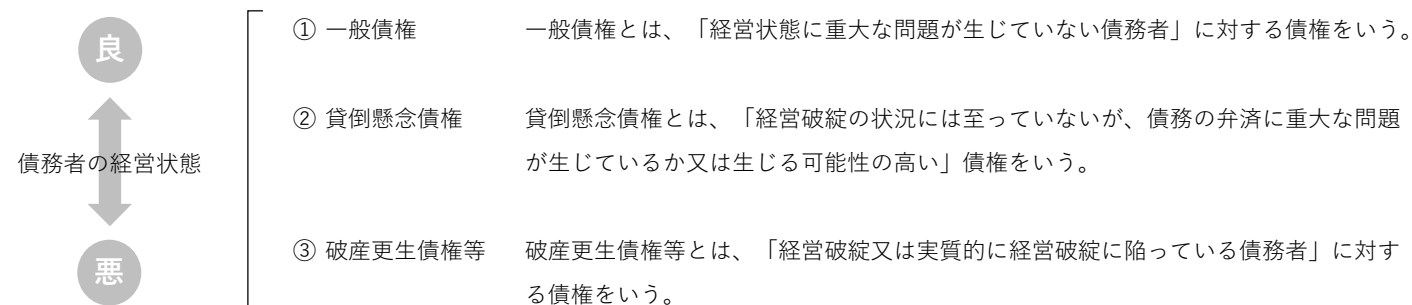


【全体概要図】



1 貸倒引当金を計算する際の債務者区分について

⇒ 売掛金、未収入金、貸付金などの債権に対しては貸倒引当金を見積り、評価を行う必要がある。
さらに特定の業種を除き、債務者は経営状態から三段階に分類され、各分類ごとに引当金の計算方法が定められている。



上記の区分は貸倒引当金の計算上非常に重要なものであるが、実際に判断を行うには定義は抽象的である。
以下のような詳細な基準が設けられているものの、それでもなお実務上の運用には各社に判断の予知が残されている。

- ① 一般債権 : 経営状態に重大な問題が生じていないとは、言い換えれば「②や③に該当しない」ということである。
- ② 貸倒懸念債権 : 債務の弁済に重大な問題が生じているとは、弁済条件の大幅な緩和や長期間の滞留なども含まれる。重大な問題が生じている可能性が高いとは、業績や財政状態の著しい悪化等で、債務弁済に問題が起きることが推測できるケースをいう。
- ③ 破産更生債権等 : 破産、更生、再生手続など、法的な手続を開始している場合や、実質的に経営破綻に陥っている場合が当てはまる。

債務者の区分を決めるにあたり、基準を素直に読み取れば、①債務者の財務内容を検証、②条件緩和や長期滞留などの客観的事実の二つの方向性での検討が必要と思われる。しかし、②はともかく①については必ずしも企業側で情報を入手することが出来るとは限らない。債権には営業債権も含まれるため、企業が全ての債権について債務者の業績、財政状態を評価するためには、「A：相当の労力をかける」か、「B：信用調査会社などから情報を得る」他ないと思われる。

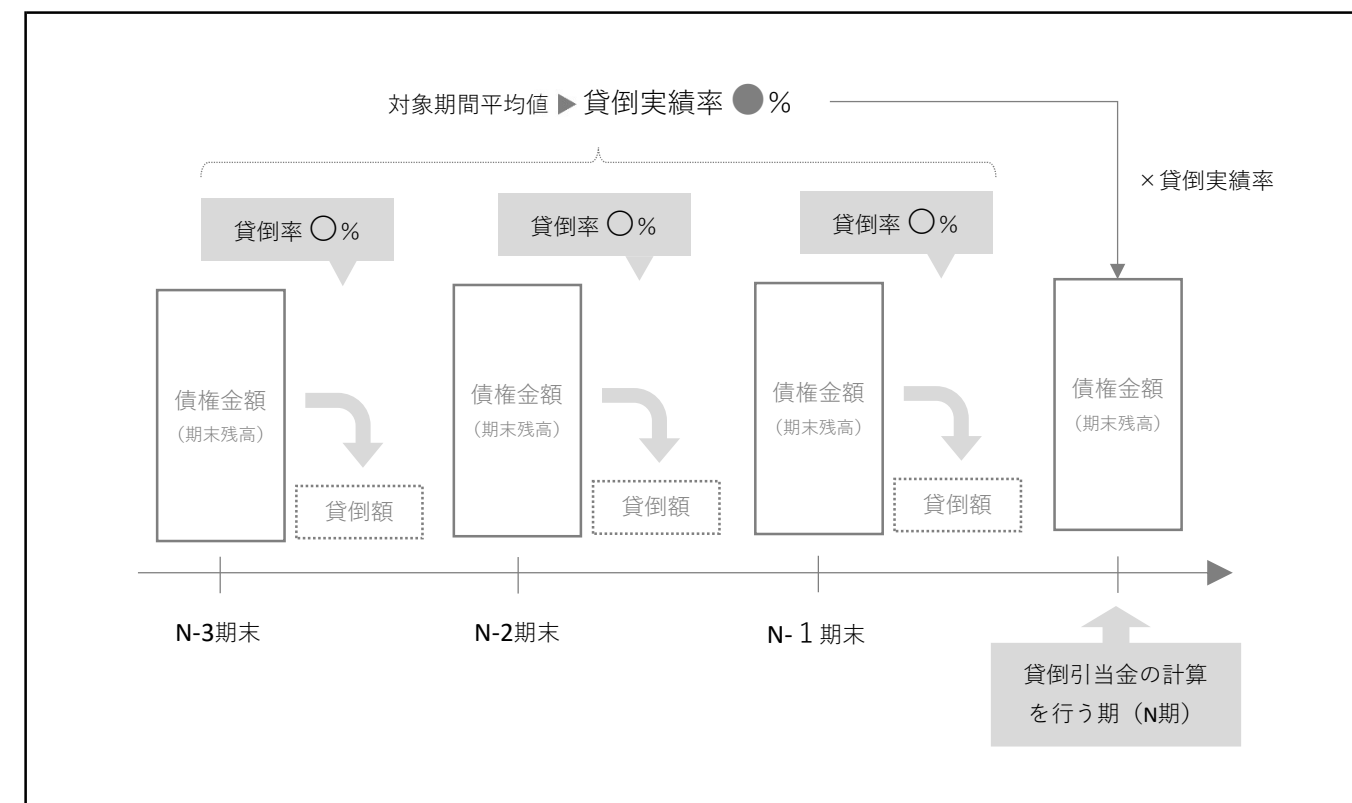
この点、年齢調べ等の方法で債権の発生からどの期間が経過しているかによって簡便的に区分することも認められており、実務上はこの方法によっているケースが多い。なお、税務会計のみを意識するのであれば、税務上の要件を満たさない限り引当金の計上は否認されるため、あまり意識する必要はない。

2 一般債権に対する貸倒引当金の計算方法

⇒ 一般債権に区分された場合、貸倒引当金は「貸倒実績率法」で計算する。貸倒実績率法とは過去の貸倒実績を債権全体で除して引当率を計算し、債権の期末残高にこの引当率を乗じることで貸倒見積高を算定する方法をいう。個々の債務者に対して個別に引当金を計算するのではなく、債権全体に対する計算を行うのが特徴。ある意味簡便的な方法といえる。

(1) 貸倒実績率法の実用的な計算方法

貸倒実績率は、過去3期ないしは2期程度の期間の平均値を用いる。計算上、貸倒実績と債権の対応関係が重要であり、これを図示すると以下ようになる。



補足として、各期の貸倒実績率を計算する際の貸倒額(分子の金額)は、前期末の債権残高の内、貸倒となってしまった額であり、必ずしも貸倒損失と貸倒引当金の取崩額全額が対象となるわけではない。

3

貸倒懸念債権に対する貸倒引当金の計算方法

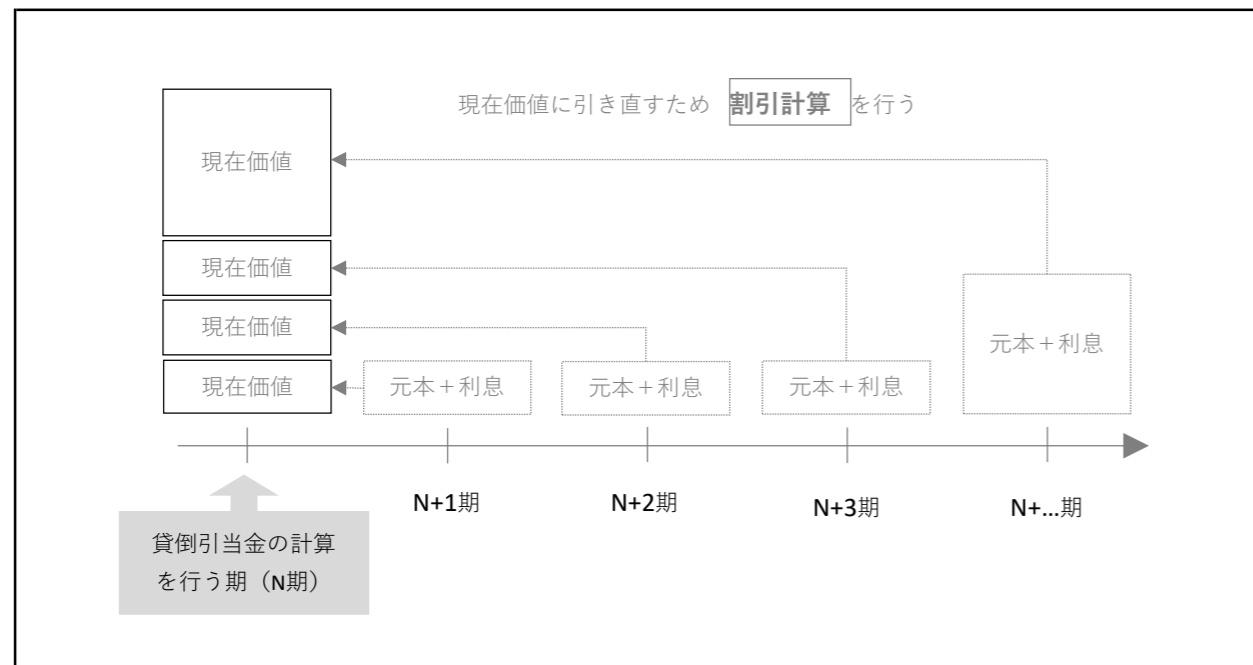
⇒ 貸倒懸念債権に区分された場合、貸倒引当金は「財務内容評価法」又は、「キャッシュ・フロー見積法」で計算する。
唯一、複数の方法を採用することの出来る債務者区分である。まずはそれぞれの計算方法の説明の前に、どのような基準で計算方法を選択するかについて解説する。

両方法は、いずれが原則、例外という関係にはない。そのため、基本的には企業側に適切な方法を選択することが委ねられている。しかし、全ての債権に対していずれの方法も使えるかというそうではなく、「キャッシュ・フロー見積法」の適用には、将来の回収計画が必要であり、「財務内容評価法」には債務者の決算情報（主に貸借対照表情報）が必要である。要するに、債権ごとに得られる情報を加味して選択する必要があるのである。
なお、評価方法は個別の債権ごとに選択可能だが、一度選択した評価方法はみだりに変更することは出来ない。

(1) キャッシュ・フロー見積法

⇒ 「キャッシュ・フロー見積法」では、将来の元本回収額及び利息を現在価値に割り引くことで現在の債権価値を計算し、期末残高との差額を引当金として計上する方法をいう。
割引率には当初の約定利率を用いる。仮に条件緩和によって利率を5%から1%にした場合、将来得られる利率1%分及び元本回収額を、緩和前の利率5%で割引計算を行うということである。

【図解】割引計算の概要



(2) 財務内容評価法

⇒ 「財務内容評価法」は債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を差し引き、債務者の支払能力を加味したうえで引当額を見積もる方法をいう。

支払能力の評価について、実務上、まずは貸借対照表から財政状態を評価することとなるが、それ以外にも資金繰りや流動比率などの情報も踏まえ総合的な判断が求められる。

【財務内容評価法の簡便法】

⇒ 始めて貸倒懸念債権とされた年度に、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当てる方法も認められている。ただし、この場合であっても毎期の見直しは必要である。
また、その債権の重要性によっては、簡便法が認められないこともある。これは金額的に重要で且つ、明らかに50%引当では不当な場合に対する保険のような位置づけであると思われる。

4

破産更生債権等に対する貸倒引当金の計算方法

⇒ 破産更生債権等に区分された場合、貸倒引当金は「財務内容評価法」で計算する。
貸倒懸念債権に対する貸倒引当金の計算方法でも開設した通り、「財務内容評価法」は債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を差し引き、債務者の支払能力を加味したうえで引当額を見積もる方法をいう。通常、破産更生債権等の場合には、担保の処分見込額および保証による回収見込額を除いた全額に対して引当金を計上するのが一般的である。